

27 循環第 785 号

平成 28 年 3 月 16 日

愛知県環境審議会

会長 青木 清 様

愛知県知事 大村 秀 章



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 5 第 1 項の規定に基づく
廃棄物処理計画の策定について（諮問）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 5 条の 5 第 3 項の規定により、同条第 1 項の規定に基づく廃棄物処理計画について、貴審議会の意見を求めます。

担当 環境部資源循環推進課

調整・広域処分グループ

電話 052-954-6232（ダイヤルイン）

説 明

- 1 廃棄物処理計画とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、都道府県が、環境大臣の定める基本方針に即して、廃棄物の減量その他適正処理に関して定めるものであります。
- 2 本県では、産業廃棄物の処理に関する計画を昭和48年以来数次にわたり策定しており、また、平成12年の廃棄物処理法改正以降は、一般廃棄物も含めた廃棄物の処理に関する総合的な計画として「愛知県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の減量化・資源化の促進や、廃棄物の適正処理の推進など各種の施策を積極的に推進してきました。

＜愛知県廃棄物処理計画（平成24年度～28年度）における廃棄物の減量化目標＞

平成20年度実績に対する平成28年度目標				
一般廃棄物	排出量を約9%削減	処理しなければならないごみの一人一日当たりの量は、720gとする。	排出量に対する再生利用率の割合を約26%とする。	最終処分量を約23%削減
産業廃棄物	排出量を約6%削減	—	排出量に対する再生利用率の割合を約68%とする。	最終処分量を約18%削減

- 3 各種取組の結果、廃棄物の減量化が図られている状況にありますが、前回計画策定後、東日本大震災での教訓を踏まえ、非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する施策を推進する必要があること、循環型社会と地球温暖化にも配慮した低炭素社会を統合的に実現するための取組を充実させる必要があることなど、廃棄物処理を取り巻く情勢は変化してきました。
- 4 本県では、今日的な状況変化に対応し、諸課題の解決を図るべく、循環型社会への転換をさらに進めていく必要があると考えています。
こうしたことから、平成29年度からの新たな愛知県廃棄物処理計画を策定するにあたり、貴審議会の意見を求めるものです。

28 水地環第 491 号

平成 28 年 11 月 8 日

愛知県環境審議会

会長 青木 清 様

愛知県知事 大村 秀章



水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の策定等について（諮問）

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定に基づき、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 水質汚濁防止法第4条の3第1項の規定に基づく総量削減計画の策定
- 2 水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく総量規制基準の設定

担 当 環境部水地盤環境課

調査・計画グループ

電 話 052-954-6221（ダイヤルイン）

説明

諮問事項1について

環境大臣は、人口、産業が集中する広域的な閉鎖性水域の水質改善を図るため、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（伊勢湾）」を平成28年9月30日付けで策定しました。

都道府県知事は、法第4条の3第1項の規定により、環境大臣が定める総量削減基本方針に基づき、総量削減計画を定めることとされています。

つきましては、本県における総量削減計画の策定について、貴審議会の意見を求めるものです。

諮問事項2について

環境大臣は、総量削減計画の対象地域内の規制対象となる工場・事業場から排出される排出水の汚濁負荷量に係る総量規制基準の範囲を、平成28年9月5日付けで改正しました。

都道府県知事は、これを踏まえて、法第4条の5第1項及び第2項の規定により、環境大臣が定める範囲内で総量規制基準を定めることとされています。

つきましては、本県における総量規制基準の設定について、貴審議会の意見を求めるものです。